

第一号様式（第二条）

その一

受付
印

(表)

半島振興対策実施地域県税不均一課税に関する届出書 (個人の事業税)													
千葉県 県税事務所長 様													
年 月 日													
住所 氏名													
千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。													
① 届出に係る事業税のもととなる所得の発生した年 年													
② 新設し、又は増設した設備に係る事業の種類、事務所又は事業所の名称及び所在地													
事業の種類													
事務所又は事業所の名称													
所在地													
③ ②の設備を新設し、又は増設した日 年 月 日													
④ ②の設備を事業の用に供した日 年 月 日													
⑤ ②の設備を構成する減価却資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額													
種類 取得価額													
建物及びその附属設備 円													
構築物													
機械及び装置													
車両及び運搬具													
工具、器具及び備品													
合計													
⑥ 従業者の数													
区 分													
1月末日 2月末日 3月末日 4月末日 5月末日 6月末日 7月末日 8月末日 9月末日 10月末日 11月末日 12月末日													
②の設備に直接従事する従業者数 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 A人													
②の設備に係る事務職員等の数 B													
県内に有する事務所又は事業所に従事する従業者で上記以外のものの数 C													
⑦ 課税標準額 ⑧ 不均一あん分 ⑨あん分課税標準額 ⑩税率(年度) ⑪あん分税額 ⑨×⑩ ⑫本来の税額 ⑬不均一税額													
千円 千円 円 円 円													
⑭ 不均一課税による軽減額 ⑫-⑬ 円													

第一号様式（第二条）

その一

受付
印

(表)

半島振興対策実施地域県税不均一課税に関する届出書 (個人の事業税)													
千葉県 県税事務所長 様													
年 月 日													
住所 氏名													
千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。													
① 届出に係る事業税のもととなる所得の発生した年 年													
② 新設し、又は増設した設備に係る事業の種類、事務所又は事業所の名称及び所在地													
事業の種類													
事務所又は事業所の名称													
所在地													
③ ②の設備を新設し、又は増設した日 年 月 日													
④ ②の設備を事業の用に供した日 年 月 日													
⑤ ②の設備を構成する減価却資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額													
種類 取得価額													
建物及びその附属設備 円													
構築物													
機械及び装置													
車両及び運搬具													
工具、器具及び備品													
合計													
⑥ 従業者の数													
区 分													
1月末日 2月末日 3月末日 4月末日 5月末日 6月末日 7月末日 8月末日 9月末日 10月末日 11月末日 12月末日													
②の設備に直接従事する従業者数 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 A人													
②の設備に係る事務職員等の数 B													
県内に有する事務所又は事業所に従事する従業者で上記以外のものの数 C													
⑦ 課税標準額 ⑧ 不均一あん分 ⑨あん分課税標準額 ⑩税率(年度) ⑪あん分税額 ⑨×⑩ ⑫本来の税額 ⑬不均一税額													
千円 千円 円 円 円													
⑭ 不均一課税による軽減額 ⑫-⑬ 円													

第一号様式（第二条）

(裏)

注

- 1 この届出書は、事業の用に供した一の設備ごとに作成すること。
- 2 「住所」の欄には、主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の所在地（国内に主たる事務所等を有しない者にあつては、事業の経営の責任者が主として執務する事務所等の所在地）を記載すること。
- 3 「⑥ 従業者の数」の欄には、県内に所在する事務所等の従業者の数を以下の区分により各月ごとに記載し、「12月末日」の右の欄には、地方税法第72条の54第2項の規定により計算した従業者の数を記載すること。
 - (1) 「②の設備に直接従事する従業者数」とは、②の設備に従事する従業者のうち、不均一課税の対象となる事業に直接従事している従業者数をいうこと。
 - (2) 「②の設備に係る事務職員等の数」とは、②の設備に従事する従業者のうち、販売・営業等に従事する事務職員等の数をいい、②の設備に係る従業者数から、「②の設備に直接従事する従業者数」を控除した数を記載すること。
 - (3) 「県内に有する事務所又は事業所に従事する従業者で上記以外のものの数」とは、県内に所在する事務所等に従事する従業者の数の合計から、②の設備に係る従業者数（直接従事者及び事務職員等）を控除した数をいうこと。
- 4 「⑦ 課税標準額」の欄には、事業税の課税標準額（2以上の都道府県に事務所等を有する個人にあつては、地方税法第72条の54の規定による分割後の課税標準額）を記載すること。
- 5 「⑧ 不均一あん分」の欄には、「⑥ 従業者の数」の欄中A、B及びCの数の合計に占めるAの数の割合を分数で記載すること。
- 6 「⑨ あん分課税標準額」の欄中、上段には「⑦ 課税標準額」の欄の金額に「⑧ 不均一あん分」の割合を乗じた金額を、下段には「⑦ 課税標準額」の欄の金額に1から「⑧ 不均一あん分」の欄の数を減じた数の割合を乗じた金額を記載するものとし、その金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 7 「⑩ 税率」の欄中、上段には不均一課税に係る税率として千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例第2条各号に定める税率を、下段には不均一課税を行わない場合に適用される税率を記載すること。
- 8 「⑪ あん分税額」の欄中、上段には「⑨ あん分課税標準額」の欄の上段の金額に「⑩ 税率」の欄の上段の率を乗じた金額を、下段には「⑨ あん分課税標準額」の欄の下段の金額に「⑩ 税率」の欄の下段の率を乗じた金額をそれぞれ記載するものとし、それらの金額に百円未満の端数があるとき、又はそれらの全額が百円未満であるときは、それらの端数金額又はそれらの全額を切り捨てること。
- 9 「⑫ 本来の税額」の欄には、不均一課税を行わない場合に納付することとなる税額を記載すること。
- 10 「⑬ 不均一税額」の欄には、「⑪ あん分税額」の欄の上段と下段の金額を合計した金額を記載すること。
- 11 この届出書に千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則第2条各号に掲げる書類を添付して提出すること。

第一号様式（第二条）

(裏)

注

- 1 この届出書は、事業の用に供した一の設備ごとに作成すること。
 - 2 「住所」の欄には、主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の所在地（国内に主たる事務所等を有しない者にあつては、事業の経営の責任者が主として執務する事務所等の所在地）を記載すること。
 - 3 「⑥ 従業者の数」の欄には、県内に所在する事務所等の従業者の数を以下の区分により各月ごとに記載し、「12月末日」の右の欄には、地方税法第72条の54第2項の規定により計算した従業者の数を記載すること。
 - (1) 「②の設備に直接従事する従業者数」とは、②の設備に従事する従業者のうち、不均一課税の対象となる事業に直接従事している従業者数をいうこと。
 - (2) 「②の設備に係る事務職員等の数」とは、②の設備に従事する従業者のうち、販売・営業等に従事する事務職員等の数をいい、②の設備に係る従業者数から、「②の設備に直接従事する従業者数」を控除した数を記載すること。
 - (3) 「県内に有する事務所又は事業所に従事する従業者で上記以外のものの数」とは、県内に所在する事務所等に従事する従業者の数の合計から、②の設備に係る従業者数（直接従事者及び事務職員等）を控除した数をいうこと。
 - 4 「⑦ 課税標準額」の欄には、事業税の課税標準額（2以上の都道府県に事務所等を有する個人にあつては、地方税法第72条の54の規定による分割後の課税標準額）を記載すること。
 - 5 「⑧ 不均一あん分」の欄には、「⑥ 従業者の数」の欄中A、B及びCの数の合計に占めるAの数の割合を分数で記載すること。
 - 6 「⑨ あん分課税標準額」の欄中、上段には「⑦ 課税標準額」の欄の金額に「⑧ 不均一あん分」の割合を乗じた金額を、下段には「⑦ 課税標準額」の欄の金額に1から「⑧ 不均一あん分」の欄の数を減じた数の割合を乗じた金額を記載するものとし、その金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
 - 7 「⑩ 税率」の欄中、上段には不均一課税に係る税率として千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例第2条各号に定める税率を、下段には不均一課税を行わない場合に適用される税率を記載すること。
 - 8 「⑪ あん分税額」の欄中、上段には「⑨ あん分課税標準額」の欄の上段の金額に「⑩ 税率」の欄の上段の率を乗じた金額を、下段には「⑨ あん分課税標準額」の欄の下段の金額に「⑩ 税率」の欄の下段の率を乗じた金額をそれぞれ記載するものとし、それらの金額に百円未満の端数があるとき、又はそれらの全額が百円未満であるときは、それらの端数金額又はそれらの全額を切り捨てること。
 - 9 「⑫ 本来の税額」の欄には、不均一課税を行わない場合に納付することとなる税額を記載すること。
 - 10 「⑬ 不均一税額」の欄には、「⑪ あん分税額」の欄の上段と下段の金額を合計した金額を記載すること。
 - 11 この届出書に千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則第2条各号に掲げる書類を添付して提出すること。
- 12 届出者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第一号様式 (第二条)

その二

(表)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; vertical-align: middle; margin-right: 5px;"></div> 半島振興対策実施地域県税不均一課税に関する届出書 (法人の事業税)													
千葉県 県税事務所長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">所在地 名称 代表者の氏名</div> 千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。													
① 事業年度	年 月 日から 年 月 日まで												
② 新設し、又は増設した設備に係る事業の種類、事務所又は事業所の名称及び所在地	事業の種類												
	事務所又は事業所の名称												
	所在地												
③ ②の設備を新設し、又は増設した日	年 月 日												
④ ②の設備を事業の用に供した日	年 月 日												
⑤ ②の設備を構成する減価償却資産(法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額	種類	取得価額											
	建物及びその附属設備	円											
	構築物												
	機械及び装置												
	車両及び運搬具												
	工具、器具及び備品												
合 計													
⑥ 従業者の数	区分	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	事業年度末日	
	②の設備に直接従事する従業者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	②の設備に係る事務職員等の数											B	
	県内に有する事務所又は事業所に従事する従業者で上記以外のものの数												C
	⑦ 固定資産	②の設備に係る固定資産の価額											D 円
	県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業である法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額)											E 円	
摘要	⑧課税標準額	⑨不均一あん分	⑩あん分課税標準額	⑪税率(年度)	⑫あん分税額(⑩×⑪)	⑬本来の税額	⑭不均一税額	⑮軽減税額(⑬-⑭)					
所得金額等	⑯年400万円以下の金額	千円		千円		円	円	円					
	⑰年400万円を超え年800万円以下の金額												
	⑱年800万円を超える金額												
	計⑯+⑰+⑱								⑳				
	⑲軽減税率不適用法人の金額									㉑			
㉒ 不均一課税による軽減額 ㉓又は㉔												円	

第一号様式 (第二条)

その二

(表)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; vertical-align: middle; margin-right: 5px;"></div> 半島振興対策実施地域県税不均一課税に関する届出書 (法人の事業税)												
千葉県 県税事務所長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">所在地 名称 代表者の氏名</div> 千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。												
① 事業年度	年 月 日から 年 月 日まで											
② 新設し、又は増設した設備に係る事業の種類、事務所又は事業所の名称及び所在地	事業の種類											
	事務所又は事業所の名称											
	所在地											
③ ②の設備を新設し、又は増設した日	年 月 日											
④ ②の設備を事業の用に供した日	年 月 日											
⑤ ②の設備を構成する減価償却資産(法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額	種類	取得価額										
	建物及びその附属設備	円										
	構築物											
	機械及び装置											
	車両及び運搬具											
	工具、器具及び備品											
合 計												
⑥ 従業者の数	区分	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	月末日	事業年度末日
	②の設備に直接従事する従業者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	②の設備に係る事務職員等の数											B
	県内に有する事務所又は事業所に従事する従業者で上記以外のものの数											C
	⑦ 固定資産	②の設備に係る固定資産の価額										
	県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業である法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額)											E 円
摘要	⑧課税標準額	⑨不均一あん分	⑩あん分課税標準額	⑪税率(年度)	⑫あん分税額(⑩×⑪)	⑬本来の税額	⑭不均一税額	⑮軽減税額(⑬-⑭)				
所得金額等	⑯年400万円以下の金額	千円		千円		円	円	円				
	⑰年400万円を超え年800万円以下の金額											
	⑱年800万円を超える金額											
	計⑯+⑰+⑱								⑳			
	⑲軽減税率不適用法人の金額									㉑		
㉒ 不均一課税による軽減額 ㉓又は㉔												円

(裏)

- 注
- 1 この届出書は、事業の用に供した一の設備ごとに作成すること。
 - 2 「所在地」の欄には、主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の所在地（外国法人にあっては、事業の経営の責任者が主として執務する事務所等の所在地）を記載すること。
 - 3 「① 事業年度」の欄には、不均一課税を受けようとする事業税に係る事業年度を記載すること。
 - 4 「⑥ 従業者の数」の欄は、主たる事業が電気供給業（小売電気事業を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人以外の法人が使用し、県内に所在する事務所等の従業者の数を以下の区分により各月ごとに記載するとともに、「事業年度末日」の右の欄には、地方税法第72条の48の規定により計算した従業者の数を記載すること。
 - (1) 「②の設備に直接従事する従業者数」とは、②の設備に従事する従業者のうち、不均一課税の対象となる事業に直接従事している従業者数をいうこと。
 - (2) 「②の設備に係る事務職員等の数」とは、②の設備に従事する従業者のうち、販売・営業等に従事する事務職員等の数をいい、②の設備に係る従業者数から、「②の設備に直接従事する従業者数」を控除した数を記載すること。
 - (3) 「県内に有する事務所又は事業所に従事する従業者で上記以外のものの数」とは、県内に所在する事務所等に従事する従業者の数の合計から、②の設備に係る従業者数（直接従事者及び事務職員等）を控除した数をいうこと。
 - 5 「⑦ 固定資産」の欄は、主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業である法人が使用し、「②の設備に係る固定資産の価額」の欄には、特別償却設備の価額に当該特別償却設備である家屋の敷地として不均一課税の対象となる土地の価額を加えた額を記載すること。
 - 6 「⑧ 課税標準額」の欄には、事業税の課税標準額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、地方税法第72条の48の規定による分割後の課税標準額）を記載すること。
 - 7 「⑨ 不均一あん分」の欄には、「⑥ 従業者の数」の欄中A、B及びCの数の合計に占めるAの数の割合又は「⑦ 固定資産」の欄中Eの金額に占めるDの金額の割合を分数で記載すること。
 - 8 「⑩ あん分課税標準額」の欄中、上段には「⑧ 課税標準額」の欄の金額に「⑨ 不均一あん分」の割合を乗じた金額を、下段には「⑧ 課税標準額」の欄の金額に1から「⑨ 不均一あん分」の欄の数を減じた数の割合を乗じた金額を記載するものとし、その金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
 - 9 「⑪ 税率」の欄中、上段には不均一課税に係る税率として千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例第2条各号に定める税率を、下段には不均一課税を行わない場合に適用される税率を記載すること。
 - 10 「⑫ あん分税額」の欄中、上段には「⑩ あん分課税標準額」の欄の上段の金額に「⑪ 税率」の欄の上段の率を乗じた金額を、下段には「⑩ あん分課税標準額」の欄の下段の金額に「⑪ 税率」の欄の下段の率を乗じた金額をそれぞれ記載するものとし、それらの金額に百円未満の端数があるとき、又はそれらの金額が百円未満であるときは、それらの端数金額又はそれらの全額を切り捨てること。
 - 11 「⑬ 本来の税額」の欄には、不均一課税を行わない場合に納付することとなる税額を記載すること。
 - 12 「⑭ 不均一税額」の欄には、「⑫ あん分税額」の欄の上段と下段の金額を合計した金額を記載すること。
 - 13 この届出書に千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則第2条各号に掲げる書類を添付して提出すること。

(裏)

- 注
- 1 この届出書は、事業の用に供した一の設備ごとに作成すること。
 - 2 「所在地」の欄には、主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の所在地（外国法人にあっては、事業の経営の責任者が主として執務する事務所等の所在地）を記載すること。
 - 3 「① 事業年度」の欄には、不均一課税を受けようとする事業税に係る事業年度を記載すること。
 - 4 「⑥ 従業者の数」の欄は、主たる事業が電気供給業（小売電気事業を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人以外の法人が使用し、県内に所在する事務所等の従業者の数を以下の区分により各月ごとに記載するとともに、「事業年度末日」の右の欄には、地方税法第72条の48の規定により計算した従業者の数を記載すること。
 - (1) 「②の設備に直接従事する従業者数」とは、②の設備に従事する従業者のうち、不均一課税の対象となる事業に直接従事している従業者数をいうこと。
 - (2) 「②の設備に係る事務職員等の数」とは、②の設備に従事する従業者のうち、販売・営業等に従事する事務職員等の数をいい、②の設備に係る従業者数から、「②の設備に直接従事する従業者数」を控除した数を記載すること。
 - (3) 「県内に有する事務所又は事業所に従事する従業者で上記以外のものの数」とは、県内に所在する事務所等に従事する従業者の数の合計から、②の設備に係る従業者数（直接従事者及び事務職員等）を控除した数をいうこと。
 - 5 「⑦ 固定資産」の欄は、主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業である法人が使用し、「②の設備に係る固定資産の価額」の欄には、特別償却設備の価額に当該特別償却設備である家屋の敷地として不均一課税の対象となる土地の価額を加えた額を記載すること。
 - 6 「⑧ 課税標準額」の欄には、事業税の課税標準額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、地方税法第72条の48の規定による分割後の課税標準額）を記載すること。
 - 7 「⑨ 不均一あん分」の欄には、「⑥ 従業者の数」の欄中A、B及びCの数の合計に占めるAの数の割合又は「⑦ 固定資産」の欄中Eの金額に占めるDの金額の割合を分数で記載すること。
 - 8 「⑩ あん分課税標準額」の欄中、上段には「⑧ 課税標準額」の欄の金額に「⑨ 不均一あん分」の割合を乗じた金額を、下段には「⑧ 課税標準額」の欄の金額に1から「⑨ 不均一あん分」の欄の数を減じた数の割合を乗じた金額を記載するものとし、その金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
 - 9 「⑪ 税率」の欄中、上段には不均一課税に係る税率として千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例第2条各号に定める税率を、下段には不均一課税を行わない場合に適用される税率を記載すること。
 - 10 「⑫ あん分税額」の欄中、上段には「⑩ あん分課税標準額」の欄の上段の金額に「⑪ 税率」の欄の上段の率を乗じた金額を、下段には「⑩ あん分課税標準額」の欄の下段の金額に「⑪ 税率」の欄の下段の率を乗じた金額をそれぞれ記載するものとし、それらの金額に百円未満の端数があるとき、又はそれらの金額が百円未満であるときは、それらの端数金額又はそれらの全額を切り捨てること。
 - 11 「⑬ 本来の税額」の欄には、不均一課税を行わない場合に納付することとなる税額を記載すること。
 - 12 「⑭ 不均一税額」の欄には、「⑫ あん分税額」の欄の上段と下段の金額を合計した金額を記載すること。
 - 13 この届出書に千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則第2条各号に掲げる書類を添付して提出すること。

第一号様式 (第二条)

その三

(表)

受付
印

半島振興対策実施地域県税不均一課税に関する届出書 (不動産取得税)									
千葉県 県税事務所長 様									
住所 (所在地) 氏名 (名称) (代表者の氏名)									
千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。									
① 新設し、又は増設した設備に係る事業の種類、事務所又は事業所の名称及び所在地		事業の種類							
		事務所又は事業所の名称							
		所在地							
② ①の設備を新設し、又は増設した日				年 月 日					
③ ①の設備を事業の用に供した日				年 月 日					
④ ①の設備を構成する減価償却資産 (所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額		種類		取得価額					
		建物及びその附属設備		円					
		構築物							
		機械及び装置							
		車両及び運搬具							
		工具、器具及び備品							
		合計							
⑤ 家	所在		家屋番号	種類	構造	床面積			
						・ m ²			
						・ m ²			
屋	取得年月日	年 月 日		取得の原因及び使用目的					
	取得価額	円							
⑥ 土	所在		地番	地目	地積				
					・ m ²				
					・ m ²				
地	取得年月日	年 月 日		取得の原因及び使用目的					
	取得価額	円		家屋の建設に着手した日		年 月 日			
備考									

第一号様式 (第二条)

その三

(表)

受付
印

半島振興対策実施地域県税不均一課税に関する届出書 (不動産取得税)									
千葉県 県税事務所長 様									
住所 (所在地) 氏名 (名称) (代表者の氏名)									
千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。									
① 新設し、又は増設した設備に係る事業の種類、事務所又は事業所の名称及び所在地		事業の種類							
		事務所又は事業所の名称							
		所在地							
② ①の設備を新設し、又は増設した日				年 月 日					
③ ①の設備を事業の用に供した日				年 月 日					
④ ①の設備を構成する減価償却資産 (所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額		種類		取得価額					
		建物及びその附属設備		円					
		構築物							
		機械及び装置							
		車両及び運搬具							
		工具、器具及び備品							
		合計							
⑤ 家	所在		家屋番号	種類	構造	床面積			
						・ m ²			
						・ m ²			
屋	取得年月日	年 月 日		取得の原因及び使用目的					
	取得価額	円							
⑥ 土	所在		地番	地目	地積				
					・ m ²				
					・ m ²				
地	取得年月日	年 月 日		取得の原因及び使用目的					
	取得価額	円		家屋の建設に着手した日		年 月 日			
備考									

(裏)

注

- 1 この届出書は、事業の用に供した一の設備ごとに作成すること。
- 2 「住所（所在地）」の欄には、主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の所在地（国内に主たる事務所等を有しない者又は外国法人にあっては、事業の経営の責任者が主として執務する事務所等の所在地）を記載すること。
- 3 「⑥ 土地」の欄に記載する土地は、特別償却設備である家屋の垂直投影部分に限られること。また、「家屋の建設に着手した日」の欄には、当該家屋の敷地においてその建設に直接必要な遺形、根切り又は杭打ちのいずれかの工事が最初に行われた日を記載すること。
- 4 この届出書に千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則第2条各号に掲げる書類を添付して提出すること。

(裏)

注

- 1 この届出書は、事業の用に供した一の設備ごとに作成すること。
- 2 「住所（所在地）」の欄には、主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の所在地（国内に主たる事務所等を有しない者又は外国法人にあっては、事業の経営の責任者が主として執務する事務所等の所在地）を記載すること。
- 3 「⑥ 土地」の欄に記載する土地は、特別償却設備である家屋の垂直投影部分に限られること。また、「家屋の建設に着手した日」の欄には、当該家屋の敷地においてその建設に直接必要な遺形、根切り又は杭打ちのいずれかの工事が最初に行われた日を記載すること。
- 4 この届出書に千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則第2条各号に掲げる書類を添付して提出すること。
- 5 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第一号様式 (第二条)

その四

(表)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付 印 </div>		半島振興対策実施地域県税不均一課税に関する届出書 (固定資産税)			
年 月 日					
千葉県 県税事務所長 様					
住所 (所在地)					
氏名 (名称)					
(代表者の氏名)					
千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。					
① 新設し、又は増設した設備に係る事業の種類、事務所又は事業所の名称及び所在地	事業の種類				
	事務所又は事業所の名称				
	所在地				
② ①の設備の取得年月日、取得の原因及び使用目的並びに当該設備を事業の用に供した日	取得年月日		年 月 日		
	取得の原因及び使用目的				
	事業の用に供した日		年 月 日		
③ 償却資産の種類及び取得価額	取得価額				
	種類	④ 前年前に取得したものの	⑤ 前年中に減少したものの	⑥ 前年中に取得したものの	計 ④-⑤+⑥
		円	円	円	円
	構築物				
	機械及び装置				
	車両及び運搬具				
	工具、器具及び備品				
合計					
備考					

第一号様式 (第二条)

その四

(表)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付 印 </div>		半島振興対策実施地域県税不均一課税に関する届出書 (固定資産税)			
年 月 日					
千葉県 県税事務所長 様					
住所 (所在地)					
氏名 (名称)					
(代表者の氏名)					
千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。					
① 新設し、又は増設した設備に係る事業の種類、事務所又は事業所の名称及び所在地	事業の種類				
	事務所又は事業所の名称				
	所在地				
② ①の設備の取得年月日、取得の原因及び使用目的並びに当該設備を事業の用に供した日	取得年月日		年 月 日		
	取得の原因及び使用目的				
	事業の用に供した日		年 月 日		
③ 償却資産の種類及び取得価額	取得価額				
	種類	④ 前年前に取得したものの	⑤ 前年中に減少したものの	⑥ 前年中に取得したものの	計 ④-⑤+⑥
		円	円	円	円
	構築物				
	機械及び装置				
	車両及び運搬具				
	工具、器具及び備品				
合計					
備考					

(裏)

注

- 1 この届出書は、事業の用に供した一の設備ごと（当該設備が2以上の市町村にまたがる場合は当該市町村ごと）に作成すること。
- 2 「住所（所在地）」の欄には、主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の所在地（国内に主たる事務所等を有しない者又は外国法人にあっては、事業の経営の責任者が主として執務する事務所等の所在地）を記載すること。
- 3 「③ 償却資産の種類及び取得価額」の欄中、「④ 前年前に取得したもの」、「⑤ 前年中に減少したもの」及び「⑥ 前年中に取得したもの」の各欄は、償却資産申告書（地方税法施行規則第26号様式）中の(イ)、(ロ)及び(ハ)の各欄にそれぞれ対応するものであること。
- 4 この届出書に千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則第2条各号に掲げる書類を添付して提出すること。

(裏)

注

- 1 この届出書は、事業の用に供した一の設備ごと（当該設備が2以上の市町村にまたがる場合は当該市町村ごと）に作成すること。
- 2 「住所（所在地）」の欄には、主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の所在地（国内に主たる事務所等を有しない者又は外国法人にあっては、事業の経営の責任者が主として執務する事務所等の所在地）を記載すること。
- 3 「③ 償却資産の種類及び取得価額」の欄中、「④ 前年前に取得したもの」、「⑤ 前年中に減少したもの」及び「⑥ 前年中に取得したもの」の各欄は、償却資産申告書（地方税法施行規則第26号様式）中の(イ)、(ロ)及び(ハ)の各欄にそれぞれ対応するものであること。
- 4 この届出書に千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則第2条各号に掲げる書類を添付して提出すること。
- 5 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。